

令和6年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年7月26日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市文化会館 小ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	☒ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊦ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	㊦ 14番 太田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)	○ 川久保 稔美 ○ 山下 勝美 ○ 松本 美徳 ○ 松本 伸雄 ○ 山口 康明 ○ 長谷川 壽幸 ○ 山口 信也 ○ 前田 將直 ○ 松瀬 竹虎 ○ 新見 哲也 ○ 高田 良彦 ○ 渡口 学 ○ 松尾 茂 ○ 紙本 政信 ○ 徳田 詳吾 ○ 松本 寛二 ○ 小林 重喜 ○ 松崎 美喜雄	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 樫山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二
主査 桃田 忠邦	参事 吉田 倉也	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
11 番 坂本 康弘	12 番 濱崎 稔	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和6年7月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、農業委員2番瀬川委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

梅雨が明けまして、さっそく暑い日が続いておりますが委員の皆様は、体調をくずしたりされていないでしょうか？近年では、作業は朝の涼しいうちに・・・といえないような異常な暑さとなっています。このようななか8月、9月には農地パトロールという酷な業務をお願いすることとなりますが参加につきましてよろしくお願ひしたいと存じます。また、地域計画策定に係る協議の場におきましては何かとご協力いただき誠にありがとうございます。今朝の農業新聞によりますと全国で着手が76%、1地区でも策定した市町村は4%にとどまっているとのことでございます。松浦市におきましては、10月末までをめぐに全地域で協議の場を終える予定ですので引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、佐々木会長のご挨拶をいただきまして、7月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。7月22日の梅雨明けの後、猛暑が続いております。昨日は、気温が37度まで上がり松浦市の観測史上最高気温を記録しました。また、7月19日からは最も暑い時期といわれる夏の土用に入り24日は丑の日でした。土用は18日間あり最終日の8月5日は2回目の土用丑の日となります。なお、土用一日目を土用太郎、二日目を土用次郎、三日目を土用三郎などと言い、農業との結びつきも強く、土用三郎の天候によって稲の出来具合を占ったりするというのがある本の中に書いてありました。さて、去る7月3日に千葉県香取市の市議会議員さん5名の方々が行政視察ということで松浦市農業委員会を訪問されました。2018年に松浦市農業委員会が全国農業会議主催の第10回耕作放棄地発生防止解消活動表彰で農林水産大臣賞を受賞したことから本市を視察先に選ばれたそうです。当日は事務局の榎山局長さん、田畑係長さん、そして私の3人で対応し、局長さん係長さんから耕作放棄地の実態把握の方法や解消に向けての具体的な方策についての的確に説明いただきました。その後、活発に質疑応答がなされ、訪問された議員さん達から「大変参考になりました。」との言葉を頂きました。ちなみに、千葉県香取市は農地面積が松浦市の5倍、北部に日本で一番大きい利根川がありまして土地が大変肥沃で米が一反当たり一俵60キロで10俵取れるということでした。一応そう言うところから来ていただきました。結びになりましたが、御厨大崎下地区の農業委員であられる末武章さんがこの度、農業技術や、経営管理能力に優れた農業者として県農業士の認定を受けられましたのでご紹介しておきます。おめでとうございます。

それでは、本日の総会、よろしくお願いいたします。

議 長

議事録署名人の指名を行います。農業委員11番 坂本委員、農業委員12番 濱崎委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告事項です。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件ございます。被相続人は、■■■■氏、相続人は、■■■■氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は志佐町里免字谷口■■■■、同字■■■■，同字■■■■の田3筆、合計面積は1,360㎡です。被相続人■■■■氏は、平成13年3月26日に死亡されており、令和6年6月20日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年6月26日に届出があり、同日、受け付けております。以上です。

議長 はい、事務局の報告が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございませんでしょうか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告どおりとさせていただきます。では、議案2番 2アール未満農業用施設整備届の受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 2アール未満農業用施設整備届の受理報告について1件ございましたので、説明いたします。届出人は福島町塩浜免■■■■番地、■■■■氏、農地の表示は福島町塩浜免字福崎新田■■■■番、地目は畑、面積は71.0㎡で、届出面積は71.0㎡です。届出事由は農業用機械置場です。届出日は令和6年6月18日、同日受理し、7月9日に現地調査を行っております。受理通知日は7月10日です。こちらは、昭和51年10月頃に農業用倉庫を建築されたものですが、現在、倉庫は解体されており農業用機械置場になっているものです。農地転用届が不要であることから、2アール未満農業用施設整備の届出を失念されていたため、事後報告となったものでございます。

議長 はい、事務局の報告が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございませんでしょうか。

委員 (なし)

議長 なければ、申請事件の処理状況6月分について事務局の報告をお願いします。

事務局 申請事件の処理状況です。

6月分で、農地法第5条申請1件です。申請人、株式会社■■■■代表取締役■■■■氏、転用目的は分譲住宅用地、申請面積は868㎡、令和6年7月12日許可となっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地確認をしていただきました委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員7番 武部委員をお願いします。

武部委員 農業委員7番の武部です。当日現地立ち合いをさせていただきましたが、場所はちょっと高低差がありまして段差があります。周りに水田等がありますが、既に宅地化されたり、原野化しているところがありまして、進入路と上の方に道がありまして、左上の方にも学童の通学路ということで常用の道が通っておりますので周囲への影響は無いと判断しました。また、雨水、生活排水についても、側溝や下水道に流されるとのことで問題ないと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんの意見を伺いたいと思います。推進委員11番 高田委員をお願いします。

高田委員 推進委員11番 高田です。武部委員とともに確認に行かせていただきました。説明があったように雨水等の排水であるとか近々の農地への影響であるとか特に問題になるようなことはないと見てきました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員からご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ありがとうございます。ないようですので続きまして事件番号2番と3番について事務局の説明をお願いします。

事務局 事件番号2番と3番は関連がありますのでまとめて説明させていただきます。関係資料を27・31～34ページに添付しております。

事件番号2です。譲受人は志佐町栢木免■■■■番地■■■■氏で、譲渡人は御厨町前田免■■■■番地■■■■氏です。申請地は、御厨町前田免字・■■■■・畑・529㎡です。農地の区分は、土地改良事業が行われていない小規模な団地にある農地のため第2種農地です。転用の目的は、一般個人住宅の建築です。一般個人住宅の面積の上限が500㎡ですが、申請地の有効利用面積は500㎡未満のため問題ありません。

事件番号3です。譲受人は志佐町栢木免■■■■番地■■■■氏、御厨町前田免■■■■番地■■■■氏で、譲渡人は御厨町前田免■■■■番地■■■■氏です。申請地は、御厨町前田免字・■■■■・畑・2.19㎡ほか二筆で、合計面積は173.19㎡です。農地の区分は、土地改良事業が行われていない小規模な団地にある農地のため第2種農地です。転用の目的は、事件番号2の住宅への進入路です。なお、住宅用地の隣に田中氏の畑があり、この道を■■■■氏も

利用することから、譲受人が2名(共有で所有する)となっております。土地利用は、33ページの平面図をご覧ください。■■■■が住宅用地です。有効面積は499.56㎡で、図のとおり住宅が建築されます。雨水排水は自然流下・道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理し道路側溝へ放流されます。図面右の赤囲いが進入路で、コンクリート舗装されます。雨水排水は自然流下です。周辺の営農への影響ですが、建物の高さが6m程度で、現地調査の結果、周辺は全て畑のため用排水等に影響なく、問題ないものと思われます。最後に、住宅ローン仮審査結果が添付されておりますので、本事業は確実に実施されると思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号2番と3番について、現地確認をしていただきました委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員8番 崎村委員お願いします。

崎村委員 農業委員8番の崎村です。
事件番号2番と3番同時に発言させていただきます。19日に現地確認に伺いました。内容は、事務局の説明どおりです。近隣の方に同意を得てあること、排水に関して雨水、汚水、生活雑排水の処理は問題なく行われるとみられること等、特に問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。あと、周囲に張られているワイヤーメッシュの撤去について補助事業との関わりを確認をお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんの意見を伺いたいと思います。推進委員6番 長谷川委員お願いします。

長谷川委員 推進委員6番 長谷川です。19日に、委員さん事務局職員とともに現地立ち合いを行いました。説明があったように、隣接農地の持ち主の同意も得ているということなので問題は無いかと思います。

議 長 ありがとうございます。地元委員からご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

事務局 事務局から一点説明させていただきます。先程、崎村委員さんからお話がありましたワイヤーメッシュの件についてですが、現地調査の折に周囲にワイヤーメッシュが張られておりまして、それを撤去しなければ転用は難しいのではないかとのことでした。こちらが国の事業で設置されているのであれば撤去は厳しいのではないかとのことでしたので、農林課の方にこのワイヤーメッシュが補助事業対象であるのかの確認をしました。回答としては明確な回答がなく、撤去の条件、方法については、転用主が撤去をする際に

農林課に確認してもらうことで農林課と確認しております。転用許可がおりて許可証をお渡しする時点で、その際に土地の所有者に農林課に確認したうえで撤去するよう指導することになっています。以上です。

議 長 お話にあった様な指導をされるということです。よろしいでしょうか。それでは、事件番号4番について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、事件番号4です。本件は、昨年4月に譲受人の株式会社[REDACTED]が社員のための福利厚生施設として許可を受けていた転用計画に、新たに農地を追加するための申請です。譲受人は御厨町上登木免[REDACTED] 株式会社[REDACTED] 代表取締役 [REDACTED]氏、譲渡人は御厨町高野免[REDACTED]番地 [REDACTED]氏です。申請地は、御厨町高野免字下谷[REDACTED]・田・310㎡です。農地の区分は、土地改良事業が行われていない小規模な団地にある農地のため第2種農地です。転用の目的は、福利厚生施設として利用するものです。土地利用は、37ページの配置図をご覧ください。赤枠が計画全体の区域で、右上の[REDACTED]が今回の申請地(計画に追加する農地)です。社員のための福利厚生施設ということで整地し、キャンプ場やイベント広場、93台分の駐車場として利用する計画です。雨水排水は自然流下です。周辺の営農への影響ですが、南側に田がありますが、進入路や用水も確保されており、問題ないものと思われます。最後に、資金については、残高証明書が添付されておりますので、本事業は確実に実施されると思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。現地確認をしていただきました農業委員7番 武部委員よりご意見ををお願いします。

武部委員 農業委員7番 武部です。この申請地につきましては、35ページを見ていただければ分かりますが、国道から[REDACTED]海水浴場に入ったところの海水浴場の向かい側に見えるところでございまして、今回の申請地にも周りの山から竹等が進入してきて耕作できなくなりかけた圃場で、この施設の全体像が37ページにありますが大半の用地が駐車場・キャンプ場・イベント用地で管理施設が一か所あるだけで、雨水排水にしても何ら影響がないところでございます。ただ、海岸に面しているので護岸への影響がどうかといった視点で見えていたけど実際に造成してみないと分かりませんがキャンプ場なりイベント広場ということでその地形を生かした形での造成のやり方だとも思いますので大きな影響は無いと思います。建物等についても近隣なにもありませんし障害になるものはありません。よって、今回の申請については、適当ではないかと現地では判断しております。皆様のご意見ををお願いします。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員4番 末武委員をお願いします。

末武委員 農業委員4番 末武です。崎村委員さん、武部委員さんとともに確認させていただいたところなのですが、先程、武辺委員からもあったとおり、申請されていた用地については、先に予定されていた分の追加ということで申請をされています。近くに田んぼもあるんですが進入に関して、また、雨水等の排水に関して説明のあった通り問題ないのかなと思います。ご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員からご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して県へ進達することといたします。

続きまして、5ページ 議案第41号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第41号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年7月29日としております。6ページに、賃貸借権 再設定分が1件、新規分2件、使用貸借 再設定分が2件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりまして、担当地区分のご確認をお願いします。

～各委員 確認～

議 長 各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第41号農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和6年7月26日といたします。続きまして、9ページ 議案第42号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請す

る。というものでございます。議案は10ページから26ページにかけまして、7名分の促進計画となっております。全て、A to Bで公社が貸し付ける分でございます。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ここで、関係委員の須藤委員に退席をお願いします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから、何かご意見はございませんか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第42号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。

議 長 須藤委員の入室をお願いします。

議 長 以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。

- ・「農業委員等の公務災害補償制度について」
- ・「農地パトロールについて」
- ・「移動農業委員会について」
- ・「その他」

議 長 以上をもちまして、7月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、8月27日火曜日(13時30分～ 場所 文化会館小ホール)いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 50 分

